

国連子どもの権利委員会の総括所見にみる 「気候変動と子ども」 —世界の問題状況と日本の位置—

丸山 啓史

“Climate Change and Children” in the Concluding Observations of the United Nations Committee on the Rights of the Child

Keishi MARUYAMA

Accepted June 21, 2021

抄録：本稿は、国連子どもの権利委員会による各国への総括所見を検討し、気候変動に関する勧告の内容を整理している。近年、気候変動への言及がある総括所見が増えており、「気候変動が子どもの権利に及ぼす影響」という節が設けられている総括所見が少なくない。総括所見による勧告の特徴は、①子どもの特別な脆弱性とニーズや子どもの意見への着目を締約国に求めていること、②学校の役割への着目、③障害のある子どもへの着目、④データの収集を重視していること、⑤それぞれの国の独自の問題について言及していること、である。日本への総括所見は、気候変動の緩和策についての複数の勧告を含んでいる点において、特異性を有している。

索引語：気候変動、子どもの権利委員会、総括所見

Abstract: This study reviews the concluding observations of the United Nations Committee on the Rights of the Child and analyzes their recommendations on climate change. In recent years, there has been an increase in the number of concluding observations regarding climate change. Many concluding observations have the section “Impact of climate change on the rights of the child”. These recommendations call for the following: (a) for State parties to focus on children’s special vulnerabilities, needs, and views; (b) more focus on the role of schools; (c) attention to children with disabilities; (d) emphasis on data collection; and (e) descriptions of the characteristic problems of each country. The concluding observation on Japan is specific in that it includes recommendations on mitigation measures for climate change.

Key Words: climate change, United Nations Committee on the Rights of the Child, concluding observation

1. 問題の所在

現在、地球の気候変動が急速に進行している。その問題は気候危機 (climate crisis) として認識されるようになり、世界中で国・自治体等が気候非常事態宣言 (climate emergency declaration) を出すに及んでいる (山本 2020, など)。2015 年には COP (国連気候変動枠組条約締約国会議) においてパリ協定が成立し、産業革命前からの地球の平均気温上昇を 2 度未満に抑え、できる限り 1.5 度以内に抑えることが目標とされたが、その後も世界の温室効果ガス排出量は増加している (環境省 2020)。IPCC (気候変動に関する政府間パネル) が 2018 年に公表した「1.5 度特別報告書」は、気候変動に関連する食料不足・水不足・熱帯性低気圧・洪水・海面上昇・生態系破壊などを予測しつつ、早ければ 2030 年にも 1.5 度の平均気温上昇に達すると指摘している (環境省 2018)。

そして、気候変動の否定的影響に関しては、子どもがとりわけ脆弱である。UNICEF (2014) は、気候変動の子どもへの影響や、子どもに関わる気候変動への適応策を論じ、子どもの権利や子どもの参画と気候変動との関係を問題にしている。また、UNICEF (2015) は、干ばつや水不足、洪水や嵐、熱ストレス、大気汚染、病気といったことに着目しながら、気候変動の子どもへの影響をまとめている。そして、IPCC も、「社会の主流から取り残された人々は、気候変動及び一部の適応及び緩和策に対して特に脆弱である」と述べ、「ジェンダー」「階級」「民族性」「能力」「障害」と並列で「年齢」をめぐる問題に言及している (環境省 2014)。

しかし、日本においては、子どもに焦点を当てて気候変動の問題をとらえようとする議論や研究が極めて少ない。『子ども白書』が気候変動の問題に触れていた (土田 2019, 宮崎 2020)、気候変動に関わる子ども・若者の活動に着目した子ども向け書籍が刊行されていた (堤 2020)、近年においては「気候変動と子ども」に対する関心の高まりがみられるものの、「気候変動と子ども」をめぐる議論や研究は総じて低調である。また、数少ない議論や研究の焦点が気候変動教育に集中する傾向がみられる (中川 2015, 高橋ら 2017, など)。永田編 (2019) も、気候変動に関する学校等の取り組みを示す貴重なものであるが、関心の中心は気候変動教育にあると言える。岡・地下 (2018) は地球温暖化が子どもの運動遊び・身体活動量に与える影響を探っているが、気候変動と子どもとの関係を多面的にとらえようとする議論や研究は極めて不十分である。

一方で、気候変動の問題に関して日本社会が負っている責任は大きい。日本エネルギー経済研究所計量分析ユニット (2020) によれば、2017 年において、日本は世界で 5 番目に二酸化炭素排出量の多い国であり、一人あたりの二酸化炭素排出量も高い水準にある。また、WHO やユニセフと医学誌ランセットの協力のもとでまとめられた報告「世界の子どもの未来のゆくえ (A Future for the World's Children)」においては、日本の「子どもの繁栄指数」が 180 か国中の 7 位とされている一方で、二酸化炭素排出量などをもとにした持続性の評価において日本は 180 か国中の 159 位とされている (Clark *et al.* 2020)。これらのことを考えても、子どもに関わる日本の議論や研究は、気候変動の問題により強い関心を寄せるべきだと言えよう。「気候変動と子ども」をめぐる世界の問題状況に目を向け、そのなかでの日本の位置に敏感になることが求められる。このことは、日本の子どもと気候変動との関係を考えるうえでも重要である。

そうした問題意識から、本稿においては、一つの足がかりとして、国連子どもの権利委員会

(Committee on the Rights of the Child) (以下、CRC) による各国への総括所見 (concluding observations) の検討を行う。CRC の総括所見が「気候変動と子ども」をめぐる各国の状況を正確かつ十分に反映しているとは限らないが、「気候変動と子ども」をめぐる世界の問題状況を概観し、そのなかでの日本の位置を把握するうえで、CRC の総括所見は重要な資料である。

本稿では、各国への総括所見における気候変動への言及の状況をみたうえで、気候変動に関する勧告の内容を整理する。そのうえで、CRC が 2019 年 2 月にまとめた日本への総括所見に目を向け、気候変動に関する勧告の特徴を示す。

2. 方法

CRC は、締約国から提出された報告をもとに審査を行い、総括所見をまとめる。子どもの権利条約の第 44 条においては、締約国は 5 年ごとに CRC に報告を提出することとされている。このことをふまえ、気候変動に関するパリ協定が 2015 年 12 月に成立したことも勘案し、2016 年から 2020 年の約 5 年間にまとめられた総括所見を検討の対象とした。検討の対象となったのは、日本を含む 93 か国への総括所見である。

まず、各国への総括所見の英語版をもとに、気候変動 (climate change) に関する記述・勧告を抽出した。次に、気候変動に関する記述・勧告の内容を「子どもの特別な脆弱性やニーズへの着目」「子どもの意見への着目」「学校の役割」「障害のある子ども」「データ収集」「アセスメント」「国際的な協力」「排出量削減」「その他」といったカテゴリーに分類して整理した。そのうえで、各カテゴリーの記述・勧告の内容について、検討を行った。

3. 総括所見における気候変動への言及の状況

各国への総括所見について、気候変動への言及の有無をみると、表 1 のようになっている。気候変動への言及がなされている総括所見は、約 4 割である (93 か国のうち 37 か国)。気候変動が世界共通の重大問題であることを考えると、気候変動への言及がある総括所見は必ずしも多くない。しかし、子どもの権利条約には気候変動についての直接的な規定がないにも関わらず¹⁾、約 4 割の国への総括所見において気候変動への言及がなされていることは、注目に値する。

また、気候変動への言及のある総括所見の割合を年ごとにみると、2016 年は 25.9%、2017 年は 40.9%、2018 年は 44.4%、2019 年は 47.1%、2020 年は 55.6%となっている。総括所見の対象国が年ごとに異なるため、年ごとの割合を単純に比較することはできないものの、気候変動への言及のある総括所見の割合が増加してきていることがうかがえる。

次に、気候変動への言及のなされ方をみると、気候変動への言及がなされている総括所見の多くにおいて、「気候変動が子どもの権利に及ぼす影響 (Impact of climate change on the rights of the child)」²⁾ という節が設けられている (37 か国のうち 29 か国)。「環境保健 (Environmental health)」または「環境保健と気候変動」という節において気候変動への言及がなされている総括所見もある (4 か国)。「生活水準」「栄養」「職業教育・職業ガイダンスを

む教育」「子どもの意見の尊重」といった節において気候変動への言及がなされていることもあるが、気候変動への言及がなされている総括所見においては、ほとんどの場合に、気候変動が大きな問題として扱われている。

関連して、注目されるのは、2020年には、クック諸島、ツバル、ミクロネシア連邦への総括所見において、「移住の状況にある子どもたち（children in situations of migration）」に関する節があり、そこに気候変動の問題が位置づけられていることである。3か国への総括所見においては、「気候変動や自然災害の文脈において国際的移住が子どもたちにますます影響を及ぼす可能性があることに留意し、委員会は、子どもの権利とニーズを考慮した、子どもの国際的移住についての法律、政策およびプログラムの開発を検討することを締約国に勧告する」とされている。このような勧告が2020年に現れたことは、気候変動の問題が緊迫度を増していることを反映していると考えられるのではないだろうか。

気候変動への言及のある総括所見の対象国をみても、サモア、バヌアツ、ソロモン諸島、パラオ、マーシャル諸島、トンガ、クック諸島、ツバル、ミクロネシア連邦など、太平洋の島嶼国が多く含まれていることがわかる。カリブ海のハイチ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、アンティグア・バーブーダへの総括所見や、大西洋のカーボベルデへの総括所見においても、気候変動への言及がみられる。気候変動への言及が総括所見にみられない島嶼国は数少ない。こうしたことは、気候変動が子どもの権利に及ぼす影響の深刻度が国・地域によって異なることを反映していると考えられよう。

表1 総括所見における気候変動への言及

	気候変動への言及がある	気候変動への言及がない
2016年	【7か国】 ハイチ ケニア イギリス サモア スリナム 南アフリカ ニューージーランド	【20か国】 アイルランド イラン オマーン ザンビア セネガル フランス ペルー モルディブ ガボン スロバキア ネパール パキスタン ブルガリア ナウル サウジアラビア シエラレオネ ラトビア ベナン ブルネイ ジンバブエ
2017年	【9か国】 セルビア マラウイ セントビンセントおよび グレナディーン諸島 アンティグア・バーブーダ ブータン モンゴル タジキスタン バヌアツ 朝鮮民主主義人民共和国	【13か国】 エストニア ジョージア コンゴ民主共和国 カタール バルバドス カメルーン 中央アフリカ共和国 ルーマニア レバノン エクアドル キプロス デンマーク モルドバ
2018年	【8か国】 グアテマラ スペイン スリランカ ソロモン諸島 パラオ マーシャル諸島 レソト ニジェール	【10か国】 セイシェル パナマ アルゼンチン アンゴラ ノルウェー モンテネグロ エルサルバドル サウジアラビア モリタニア ラオス
2019年	【8か国】 ギニア ベルギー 日本 カーボベルデ トンガ マルタ オーストラリア モザンビーク	【9か国】 イタリア シリア パーレーン コートジボワール シンガポール ボツワナ ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル 韓国
2020年	【5か国】 オーストリア ハンガリー クック諸島 ツバル ミクロネシア連邦	【4か国】 コスタリカ パレスチナ ベラルーシ ルワンダ

4. 総括所見における勧告の内容

(1) 子どものニーズや意見の重視

各国への総括所見において広く共通しているのは、「子どもの権利 (rights)」「子どもの特別な脆弱性とニーズ (special vulnerabilities and needs)」「子どもの意見 (views)」を気候変動対策のなかに位置づけるよう締約国に求めていることである。

イギリスへの総括所見においては、「国内的にも国際的にも気候変動をめぐる適応と緩和の戦略の中心に子どもの権利を置くこと」が勧告されている。また、モンゴルへの総括所見とタジキスタンへの総括所見においては、「気候変動への対処と適応について、子どもに焦点を当てたアプローチを採用すること」が要請されている。

そして、多くの国への総括所見において、CRC は、「子どもの特別な脆弱性とニーズ」や「子どもの意見」への着目を締約国に促している。日本への総括所見においては、「気候変動および災害のリスク管理の問題を扱う政策またはプログラムを発展させるにあたり、子どもの特別な脆弱性とニーズ、並びに子どもの意見が考慮されるようにすること」が勧告されているが、同様の勧告が他の 18 か国への総括所見にも認められるのである。

さらに、2019 年のマルタへの総括所見においては、「国内的にも国際的にも気候変動をめぐる適応と緩和の戦略の中心に子どもの権利と参画を置くこと」が勧告されている。2016 年のイギリスへの総括所見の文言と比較すると、子どもの参画 (participation) が特に重視されるようになってきていることがうかがえる。2020 年のクック諸島への総括所見とツバルへの総括所見においては、「気候変動に関する議論や意思決定に子どもたちが効果的に参画する機会を提供すること」が勧告されているが、気候変動に関わる子どもの参画が強調されるようになってきているのは、注目すべきことであろう。

子どもの権利条約の第 12 条においては「子どもの意見表明権」が定められているが、気候変動をめぐる問題に関しても、CRC は子どもの意見や子どもの参画を重視しているのである³⁾。

(2) 学校の役割

学校の役割への着目も、各国への総括所見に広くみられる共通点である。

日本への総括所見においては、「学校の教育課程と教師の研修プログラムに気候変動や自然災害を組み込むことにより、気候変動および自然災害に関する子どもの意識と備えを高めること」が勧告されているが、サモア、ハイチ、マラウイ、ブータン、朝鮮民主主義人民共和国、スリランカ、カーボベルデ、モザンビーク、ミクロネシア連邦への総括所見においても、同じ内容の勧告がなされている。

他の国への総括所見をみても、子どもの意識 (awareness) や備え (preparedness) の向上に言及しているものが少なくない。バヌアツ、ソロモン諸島、パラオ、マーシャル諸島、オーストラリア、トンガ、クック諸島、ツバルへの総括所見においても、「気候変動および自然災害に関する子どもの意識と備えを高めること」が勧告されている。また、ベルギーへの総括所見においては、「学校の積極的な参画のもと、環境保健と気候変動についての啓発 (awareness-raising) を強化すること」が勧告されている。そして、レソトへの総括所見においては、教育に関する節のなかで、「環境問題や気候変動に関する教師・教育者の知識を高め、環境や気候変

動の問題を国の教育課程に統合するための施策を講じること」が勧告されている。子どもの意識や備えの向上が重要な課題にされており、その課題への貢献が学校の役割として考えられているのである。

また、バヌアツへの総括所見とソロモン諸島への総括所見においては、特に僻地において学校インフラが自然災害に対して脆弱であることが指摘され、「学校インフラの物理的な安全性とレジリエンスを高めること」や「(特に僻地や農村地域について) 重大な気象イベントの際に影響を受けるような学校へのアクセスを確保すること」が勧告されるとともに、「早期警報システムのような学校ベースのプログラムを確立すること」が勧告されている。そして、学校インフラへの同様の言及は、パラオ、トンガ、ミクロネシア連邦への総括所見にもみられる。また、「早期警報システム」への言及は、パラオへの総括所見やマーシャル諸島への総括所見にもみることができる。太平洋の島嶼国への総括所見をみると、気候変動の影響から学校を守ることが重視されていること、気候変動対策の一つの拠点として学校がとらえられていることがうかがえる。

(3) 障害のある子ども

気候変動対策に関して、障害のある子どもへの着目を求める総括所見が少なくないことも、注目すべき点であろう。

たとえば、タジキスタンへの総括所見は、気候変動への適応に関する国家戦略について、障害のある子どもに特別の注意を払うことを求めている。

また、マーシャル諸島への総括所見においては、「障害のある子どもなど、特別なニーズのある子どもが、災害についてのリスク削減、備え、対応、復旧の計画に不十分にしか含まれていないこと」が問題視されており、サモア、トンガ、クック諸島、ツバルへの総括所見においても同様のことが指摘されている。

そして、バヌアツ、パラオ、ソロモン諸島、マーシャル諸島への総括所見においては、「緊急時や自然災害時における障害のある子どもへの援助や他の支援を含むよう災害対策要綱を再検討すること」が勧告されており、サモア、トンガ、ミクロネシア連邦への総括所見においても同様の勧告がなされている。

さらに、バヌアツ、パラオ、ソロモン諸島、マーシャル諸島、トンガ、ミクロネシア連邦への総括所見では、「リスク削減と備えのための根拠 (evidence base) をもつためにデータとアセスメントを改善すること」に関して、「障害のある子どもの独自のニーズと優先事項」に注目することが求められている。

また、マーシャル諸島への総括所見においては、すべての子どもがアクセス可能なように避難所の数を増やすことが求められているが、そこでも障害のある子どものことが特筆されている。

各国への総括所見の全てにおいて障害のある子どもへの言及がなされているわけではないが、気候変動の影響に関して、障害のある子どもの脆弱性に注意を向ける総括所見の存在は注目されるべきだろう。

なお、スリナムへの総括所見においては、アメリカ先住民やマルーンの共同体への言及がなされながら、貧困状態にある子どもへの着目がなされている。そして、ニュージーランドへの総括所見においても、マオリの子どもや太平洋諸島の子どもへの言及がなされ、低所得の環境で暮らす子どもへの着目がなされている。また、タジキスタンへの総括所見においては、障害

のある子どもと並列で女の子への着目が求められており、パラオへの総括所見においては就学前の子どもへの言及がある。気候変動の影響に関しては、子どものなかでも特に脆弱性をもつ子どもたちへの着目が、総括所見によって促されているのである。

(4) 気候変動対策の進め方

各国への総括所見においては、気候変動対策の進め方に関わる勧告もなされている。

重視されているのは、データの収集である。CRC は、いくつかの国への総括所見において、気候変動に関わるデータの不足を指摘している。たとえば、パラオへの総括所見では、学校の教育課程に気候変動への適応や災害リスクの軽減に関する内容が含まれているのか、包括的で災害に敏感な社会防衛システムがあるのか、脆弱な状況にある特別なニーズのある子どもに対応する方策がとられているのか、といったことについての情報の欠落に対する懸念が表明されている。また、カーボベルデへの総括所見においても、子どもの権利に対する気候変動の影響についての情報が欠落していることへの懸念が述べられている。

そして、サモア、ハイチ、日本、クック諸島、ツバルへの総括所見においては、「国際的、地域的および国内的な政策、枠組みおよび協定を策定するため、さまざまな災害の発生によって子どもが直面するリスクの諸態様を明らかにする分類されたデータを収集すること」が勧告されており、セルビア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、アンティグア・バーブーダ、カーボベルデへの総括所見にも、類似の言及がみられる。

また、バヌアツ、ソロモン諸島、パラオ、マーシャル諸島、トンガ、ミクロネシア連邦への総括所見においては、「リスク削減と備えのための根拠をもつためにデータとアセスメントを改善すること」が勧告されている。

なお、気候変動対策の進め方に関わっては、国際的な協力の追求も勧告されている。ソロモン諸島、パラオ、日本、クック諸島、ツバルへの総括所見においては、「気候変動が子どもの権利に及ぼす影響」の節において、「勧告の実施にあたり、二国間協力、多国間協力、地域的協力および国際的協力を追求すること」が勧告されている。そして、類似の勧告は、セントビンセントおよびグレナディーン諸島への総括所見とアンティグア・バーブーダへの総括所見にも含まれている。

(5) 気候変動の影響と対策

ここまでみてきたように、各国への総括所見において、気候変動に関する勧告は、対象となる国ごとに完全に異なるものではなく、かなりの共通性をもっている。しかし、当然ながら、当該国に独自の勧告もあり、その内容から各国の問題状況を垣間見ることができる。

ケニアへの総括所見では、「乾燥地域や半乾燥地域において、水や衛生への子どもたちのアクセス、子どもたちの食料と栄養の確保に関して、気候変動の否定的影響がさらなる重圧を加えていること」への懸念が示されている。

ハイチへの総括所見では、「気候変動の結果として、洪水や侵食につながる、ハリケーンや熱帯暴風雨の頻度や強度が大きく増大すること」への懸念が示されており、「森林破壊を止めて、気候変動の影響を軽減すること」が勧告されている。

ブータンへの総括所見では、「湧水源の枯渇に対処し、家族を助けるために子どもが水を運ば

なければならない事態を防ぐために、水の管理・供給の持続可能なシステムを開発すること」が勧告されている。

モンゴルへの総括所見は、遊牧民への注目を促しながら、「家畜の重大な損失につながる極端な冬」に言及し、子どもに対する気候変動の影響を問題にしている。

朝鮮民主主義人民共和国への総括所見では、「洪水や干ばつのような、食料へのアクセスを混乱させる気候関連の緊急事態において、栄養不良への対応に対する即時のアクセスを子どもたちに提供すること」が勧告されている。

タジキスタンへの総括所見では、気候変動によって「自然災害の頻度と強度が増大していること」への言及がなされている。

マーシャル諸島への総括所見では、避難所の不足が指摘され、避難所の増設が勧告されている。

ニジェールへの総括所見では、「森林破壊、砂漠化、水と食料の制約」が気候変動の重大な影響として挙げられており、「再植樹」や「土地の再生」が勧告されている。

ギニアへの総括所見では、気候変動の問題として干ばつへの言及がなされており、「森林再生のための対策の強化」が勧告されている。

カーボベルデへの総括所見では、「真水の不足、海水面の上昇、降水パターンの変化、砂漠化、気温の上昇を締約国が既に経験していること」への言及がなされている。

ツバルへの総括所見では、「子どもの安全な飲み水や衛生への子どものアクセスを妨げるもの」として、「海水面の上昇にともなう地下水の汚染」が問題視されている。

このように、水や食料の確保、災害への対応など、気候変動に関わって各国に生じている課題が、総括所見の内容に反映されている。

5. 日本への総括所見の特徴

日本への総括所見に関しては、2017年6月に日本政府が第4回・第5回統合報告をCRCに提出しているが、この報告においては気候変動に関する記述がなされていない⁴⁾。しかし、CRCは、日本政府報告をふまえ、「日本の現在の気候変動緩和政策が、国内外の子どもの権利（特に、健康、食料および十分な生活水準に対する権利）を保護する日本の義務とどのように両立しているか」という質問を日本政府に行っている。それに対して、日本政府は、2018年11月に回答を提出し、温室効果ガスの排出削減を含む気候変動対策に取り組んでいることを説明している。一方で、日本弁護士連合会（2018）は、CRCへの「報告書（追加情報）」のなかで、日本政府の温室効果ガス削減目標の低さや日本政府による石炭火力発電の位置づけなどに言及しながら、「日本の気候変動緩和に関する施策」について、「気候変動によって影響を受ける子どもの権利を保護すべき日本の義務と適合的であるとは言えない」と指摘していた。

このような経緯のもとで2019年2月に示された日本への総括所見においては、「気候変動が子どもの権利に及ぼす影響」という節が設けられており、以下のような勧告がなされている。

気候変動が子どもの権利に及ぼす影響

37. 委員会は、持続可能な開発目標13およびそのターゲットに対する注意を喚起する。委

員会は、特に、以下のことを締約国に勧告する。

- (a) 気候変動および災害のリスク管理の問題を扱う政策またはプログラムを発展させるにあたり、子どもの特別な脆弱性とニーズ、並びに子どもの意見が考慮されるようにすること。
- (b) 学校の教育課程と教師の研修プログラムに気候変動や自然災害を組み込むことにより、気候変動および自然災害に関する子どもの意識と備えを高めること。
- (c) 国際的、地域的および国内的な政策、枠組みおよび協定を策定するため、さまざまな災害の発生によって子どもが直面するリスクの諸態様を明らかにする分類されたデータを収集すること。
- (d) 子どもによる権利の享受、特に健康、食料および適切な生活水準に対する権利の享受を脅かすレベルの気候変動を回避するための国際的約束に即して温室効果ガスの排出を削減すること等により、気候変動緩和政策が本条約に合致するようにすること。
- (e) 他国の石炭火力発電所に対する締約国の資金援助を再考し、石炭火力発電所が持続可能なエネルギーを用いた発電所に置き換えられるようにすること。
- (f) これらの勧告の実施にあたり、二国間協力、多国間協力、地域的協力および国際的協力を追求すること。

本稿の「4」でみたように、(a) (b) (c) (f) の勧告は、他の国への総括所見においても少なからずみられる内容である。しかし、(d) と (e) の勧告は、日本への総括所見において特徴的なものといえる。

温室効果ガスの排出量の削減という勧告は、日本への総括所見のほかには、ベルギー、オーストラリア、オーストリアの3か国への総括所見にみられるのみである。温室効果ガスの排出量の削減はすべての国に共通する課題であるが、日本への総括所見においてそのことが特に取り立てられていることには注意が必要である。日本の気候変動緩和政策に対する関係者の危惧やCRCの懸念の強さが、(d)の勧告に反映されていると推定される。

また、(e)の勧告のように、石炭火力発電所への言及がみられるのは、日本への総括所見のほかは、スペインへの総括所見のみである。もっとも、スペインへの総括所見において、石炭火力発電所の問題は、「環境保健」の節に記されており、気候への影響にも言及がされているものの、主には大気汚染との関係で扱われている。「気候変動が子どもの権利に及ぼす影響」の節において石炭火力発電所に関する勧告がなされているのは、日本への総括所見だけである。(e)の勧告は、他の92か国への総括所見にはみられない、異例の勧告だといえる。石炭火力発電に固執する日本政府の姿勢は国内外で批判の対象になっているが（平田 2020, 田辺 2020, など）、そうした問題がCRCの総括所見においても表れている。

本稿の「4」でみたように、各国への総括所見は、気候変動の影響に対する適応策の勧告を中心とする内容になっているが、一方で、日本への総括所見は、6項目のうち2項目が気候変動の緩和策に関する勧告になっているのである。日本への総括所見の内容は、他の国への総括所見と共通する部分も多いものの、他の国への総括所見にはみられない特異性をもっている。

6. まとめ

本稿では、CRC による各国への総括所見を検討し、「気候変動と子ども」をめぐる世界の問題状況と日本の位置をみてきた。気候変動への言及がなされていない総括所見も少なくなかったが、子どもの権利条約には気候変動についての直接的な規定がないにも関わらず、多くの総括所見において気候変動に関する勧告がまとめられていた。気候変動の影響による具体的な懸念事項が示されている総括所見も多数あり、子どもの権利に対する気候変動の否定的影響が既に生じていることへの CRC の問題意識もうかがわれた。また、2020 年には、複数の島嶼国への総括所見において、気候変動の影響による移住への言及がなされており、気候変動による危機の進行が CRC の総括所見にも反映していると考えられた。

日本においても、気候変動対策を支える取り組みの一環として、「気候変動と子ども」をめぐる議論や研究を進展させていくことが急務である。本稿では、最後に、CRC による各国への総括所見に関して、今後の研究に関わって特に重要と考えられる点を確認しておく。

第一は、気候変動対策に関して子どもの意見が重視されていることであり、最近では気候変動に関わる子どもの参画が総括所見に明記されるようになってきていることである。気候変動対策への子どもの意見の反映や子どもの参画を具体的にどのようなものとして構想していくのか、今後において議論や研究の深化が求められる。

第二は、「学校の教育課程と教師の研修プログラム」が重視されていることである。それらに「気候変動や自然災害を組み込むこと」は、日本への総括所見においても勧告されていることであるが、その具体化についての検討が求められよう。日本においては、気候変動教育についてはいくらかの議論や研究がなされてきているものの、教師の養成や研修のあり方が気候変動の問題との関係で十分に考えられてきたとは言えない。また、気候変動に対する子どもの意識を高めるための教育課程のあり方が丁寧に検討されてきたわけでもない。

第三は、障害のある子どもへの着目が求められていることである。日本においては、障害のある子どもと気候変動との関係に注目する議論や研究は皆無に近く、障害のある子どもに関する議論や研究のなかでは気候変動に対する関心が極めて弱く、気候変動に関する議論や研究のなかでも障害のある子どもへの着目はみられない。しかし、今後は、障害のある子どもをはじめ、気候変動の影響に対して特別な脆弱性をもつ子どもに注意を向けながら、「気候変動と子ども」を考えていくべきであろう。

第四は、各国への総括所見の多くにおいては、気候変動の影響に対する適応策が勧告の中心になっているのに対して、日本への総括所見においては、気候変動の緩和策に関する勧告が目立っていることである。日本においては、「気候変動と子ども」を考えていくうえでも、温室効果ガス排出量の抑制という側面が特に重視されなければならない。

気候変動対策は緊急の課題であり、子どもに関わる研究の領域においても、「気候変動と子ども」への関心を急速に高めていく必要がある。

注

- 1) UNICEF (2019) は、子どもの権利条約の第 24 条（健康・医療への権利）や第 29 条（教育の目的）と関連づけて気候変動の問題をとらえている。また、Arts (2019) は、子どもの権利条約の各条文と気候変動の関係についての議論を行っている。
- 2) 本稿では、総括所見の文言の日本語訳に関して、日本政府の訳（仮訳）、子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議の訳、子どもの権利条約市民・NGO の会の訳を参照している。
- 3) オーストラリアへの総括所見においては、「環境を守ることを政府に求める子どもたちが主導する抗議行動が、権威者から強い言葉で否定的な応答を受けたこと」について、「重要な問題に関して意見を表明する子どもたちの権利の軽視を示している」として、「委員会は懸念と失望を表明する」という強い表現での記述がなされている。
- 4) 日本の第 3 回定期報告に基づく総括所見（2010 年 6 月）においては、気候変動が子どもの権利に及ぼす影響への着目はみられなかった。

参考文献

- Arts, K. (2019) “Children’s Rights and Climate Change”, in Fenton-Lynn, C. (ed.) *Children’s Rights and Sustainable Development: Interpreting the UNCRC for Future Generations*, Cambridge University Press, pp.216-235.
- Clark, H. *et al.* (2020) “A Future for the World’s Children? A WHO-UNICEF-Lancet Commission”, *The Lancet*, Vol.395, pp.605-658.
- 平田仁子 (2020) 「すでに過去の技術となった石炭火力—日本はなぜ止められないのか？」『世界』2020 年 3 月号, pp.178-185
- 環境省 (2014) 『気候変動 2014：影響、適応及び脆弱性—気候変動に関する政府間パネル 第 5 次評価報告書 第 2 次作業部会報告書 政策決定者向け要約／技術要約』
- 環境省 (2018) 「IPCC 『1.5℃特別報告書』の概要」
- 環境省 (2020) 『環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（令和 2 年版）』
- 宮崎紗矢香 (2020) 「気候は変えず、自分が変わろう」日本子どもを守る会編『子ども白書 2020』かもがわ出版, pp.226-227
- 永田佳之編 (2019) 『気候変動の時代を生きる—持続可能な未来へ導く教育フロンティア』山川出版社
- 中川恵理子 (2015) 「園児に向けた『脱温暖化教育』の社会的波及効果と ESD」『日本の社会教育』第 59 集, pp.90-100
- 日本エネルギー経済研究所計量分析ユニット (2020) 『2020 年版エネルギー・経済統計要覧』省エネルギーセンター
- 日本弁護士連合会 (2018) 「子どもの権利条約に基づく第 4 回・第 5 回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書（追加情報）」
- 岡みゆき・地下まゆみ (2018) 「温暖化する気候が子どもの運動遊び・身体活動量に与える影響」『大阪大谷大学教育学部幼児教育実践研究センター紀要』第 8 号, pp.25-31

- 高橋敬子・肱岡靖明・高橋潔・花崎直太（2017）「オーストリア・シュタイアーマルク州における気候変動教育の取組—日本の気候変動教育プログラムとの比較に基づいて」『環境教育』27 巻 2 号, pp.74-81
- 田辺有輝（2020）「日本の石炭火力輸出支援と高まる国際的批判」『世界』2020 年 3 月号, pp.186-193
- 土田道代（2019）「気候変動対策の強化を求める若者たち」日本子どもを守る会編『子ども白書 2019』かもがわ出版, pp.194-195
- 堤江実（2020）『気候危機！子どもたちが地球を救う』汐文社
- UNICEF（2014）*The Challenges of Climate Change: Children on the Front Line.*
- UNICEF（2015）*Unless We Act Now: The Impact of Climate Change on Children.*
- UNICEF（2019）*For Every Child, Every Right: The Convention on the Rights of the Child at a Crossroads.*
- 山本良一（2020）『気候危機』岩波ブックレット